



2020年5月12日

各位

会社名 ロート製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉本雅史
(コード番号：4527 東証1部)
問合せ先 広報・CSV推進部 部長 河崎保徳
(TEL. 06-6758-1211)

定款一部変更および補欠監査役選任に関するお知らせ

ロート製薬株式会社（本社：大阪市、代表取締役社長：杉本雅史）は、2020年5月12日の取締役会において、「定款一部変更の件」および「補欠監査役1名選任の件」について、2020年6月26日開催予定の第84回定時株主総会において、付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更理由

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるため、現行定款第30条（監査役の選任）について所要の変更を行うのであります。

(2) 変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第1条～第29条 (条文省略)	第1条～第29条 (現行どおり)
(監査役に選任) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設) (新設)	(監査役の選任) 第30条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該議決後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第31条～第41条 (条文省略)	第31条～第41条 (現行どおり)

効力発生日は2020年6月26日となります。

2.補欠監査役1名選任の件

補欠監査役候補者

■氏名

児玉 実史 (こだま まさふみ)

■生年月日

1966年6月5日

■略歴

1993年4月 弁護士登録、北浜法律事務所入所

1998年9月 Winthrop Stimson, Putnam & Roberts 法律事務所勤務

(現 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP、ニューヨークオフィス及びシンガポールオフィス)

1999年2月 ニューヨーク州弁護士登録

2001年1月 北浜法律事務所パートナー就任

2007年1月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員就任

2011年3月 公益社団法人日本仲裁人協会理事

2012年6月 アジア国際法学会日本協会理事

2015年6月 日本製麻(柵)監査等委員である取締役

2018年6月 日本国際紛争解決センター (JIDRC) 事務局次長

2019年12月 日本国際紛争解決センター (JIDRC) 業務執行理事

現在に至る

■重要な兼職の状況

弁護士法人北浜法律事務所代表社員

日本製麻(柵)監査等委員である取締役

■選任の理由

同氏は、弁護士として高い専門性を有しております。米国 Cornell Law School 修了後、ニューヨーク州弁護士としても登録し、グローバルにおける紛争解決にも多くの経験を有しております。過去にも他社において社外監査役を歴任しており、当社の社外監査役としても職務を適切に遂行いただけると判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いします。

以上